

**瀬戸内国際芸術祭後援事業**  
**B & G会長杯 高松市長杯 セントピーターズバーグ市長杯**  
**ジュニアヨットレース大会**

## 帆走指示書

1. 適用規則

本大会は『セーリング競技規則(以下、RRSという)』に定義された規則及びRRS付則Pを適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する時刻の50分前までに公式掲示板に掲示される。

4. 陸上で発せられる信号

(1) 陸上で発する信号は、クラブハウス 2階テラスに掲揚する。

(2) D旗が音響1 声とともに掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。

ただしD旗の下にクラス旗が掲揚されている場合は、そのクラス旗の示す特定のクラスについてのみ「出艇を許可する」ことを意味する。

艇はこの信号が発せられるまで、出艇してはならない。

予告信号は、D 旗掲揚後30 分以降に発する。

(3) 予告信号予定時刻の30分前までにD旗が掲揚されていない場合には、回答旗の掲揚が無くとも、その日のレースまたは次のレースのスタート時刻は延期されていることを意味する。

5. レースの日程及びレースの回数

レース公示のとおり

6. レース海面

別添に示す海域をレース海面とする。

7. クラス旗

レースのクラス旗は、次の通りとする。

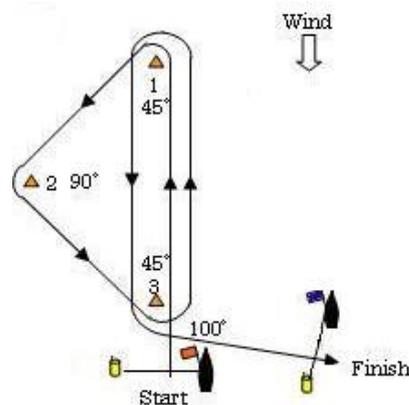
OP (A) クラス	赤字OP旗
OP (B) クラス	黒字OP旗
ミニホッパー、レーザー4.7、シーホッパーMR クラス	ミニホッパー旗
シーホッパーSR、レーザーラジアルクラス	シーホッパーSR旗
FJ クラス	FJ旗

8. コース

(1) コースは下記のコースとする。

OP (B) クラスは

S-1-2-3-Fとする。



※ コースの角度はおおよそとする。

(2) 第3マークから第1マークまでの距離は最短でも、おおよそ400m以上とする。

## 9. マーク

- (1) 第1, 第2及び第3マークは, オレンジ色のブイを使用する。
- (2) スタート・ラインのポートの端となるスタート・マークは, 黄色の円筒形ブイを使用する。
- (3) フィニッシュ・マークはコース図のとおりレーシング委員会艇と黄色の円筒形ブイとする。
- (4) マークの流失等があった場合は, 可能な限り原位置付近に, M旗を掲げたレーシング委員会・ボートを配置し, これをマークに代替する。

## 10. スタート

- (1) スタートの順番は海上にてフラッグで指示する。
- (2) 準備信号がまだ発せられていないクラスの艇は, スタートエリアから離れ, 準備信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。
- (3) スタート信号の4分以降にスタートする艇は「DNS」と記録される。
- (4) 延期信号  
スタートを延期する場合は, 本部船にAP旗(回答旗)を掲げる。AP旗(回答旗)の降下とともに音響信号1声を発し, 予告信号はこの信号の降下後1分で発せられる。
- (5) レースが連続して行われる場合, レースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために, 予告信号を掲揚する5分以前に音響信号1声と共にオレンジ旗を掲揚する。

## 11. リコール

- (1) リコール艇があった場合には音響信号1声とともにX旗を展開する。X旗はリコール艇が全て復帰するまで掲揚するが4分後には降下する。
- (2) ゼネラル・リコールの場合には, 音響信号2声とともに第1代表旗を掲揚し, その後反復音響信号を発する。
- (3) ゼネラル・リコール信号の後, 新しい予告信号は第1代表旗降下(音響信号1声)の1分後に発せられる。
- (4) ゼネラル・リコール信号が発せられたときは, これに続くクラスのスタートは順次繰り下げられる。

## 12. スタート後のコースの変更

- (1) スタート後のコース変更は, 規則33により行われる。変更されるレグの起点となるマークの近くで, レーシング委員会・ボートにおいてC旗を掲げ, 新しいマーク(またはフィニッシュライン)へのおおよそのコンパス方位を示し, 反復音響信号を発する。ただし, レグが短縮もしくは延長される場合においても, 「-」もしくは「+」の掲示は行わない。  
この変更は, 新しいマークがまだ設置されていなくても, 先頭艇がそのレグに入る前に発せられる。
- (2) コース変更により, 第1, 第2及び第3マークにおいて, 新しいマークが用いられる場合には赤色のブイを使用する。再度コース変更を行う場合は, 元のマークを設置する場合がある。

## 13. フィニッシュ

- (1) フィニッシュ・ラインは, レーシング委員会艇の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークとの間とする。
- (2) レーシング委員会は, フィニッシュ記録をサポートさせるために, フィニッシュ・マークの外側にレーシング委員会艇を配置することがある。
- (3) フィニッシュした艇は, レース中の艇を避け, 速やかにスタート・ライン付近に戻り, レーシング委員会信号艇付近で待機すること。

## 14. コース短縮

- (1) コースを短縮する場合には, レーシング委員会・ボートにS旗を掲げ音響信号2声を発する。  
特定のクラスのみ適用される場合には, S旗の下に当該クラス旗を掲げる。  
なお, 短縮でのフィニッシュの場合には青色旗の掲揚は行わない。
- (2) コース短縮の信号が発せられた場合には, 次のマークとレーシング委員会・ボートのS旗を掲げたポールとの間をフィニッシュするものとする。

## 15. 第2章の規則違反に対するペナルティー

規則44.2「2度のタックと2度のジャイブ」を適用する。「2度のタックと2度のジャイブ」を実施した艇は, 帰着申告書にその旨を記載報告しなければならない。

## 16. タイム・リミット

タイム・リミットは, 各クラスとも90分または競技規則28.1に基づき, かつ競技規則30.3に違反しないでスタートした先頭艇フィニッシュ後20分のうち, いずれか早い方とする。  
タイム・リミット内にフィニッシュしなかった艇は「DNF」と記録される。

## 17. レースの中止

- (1) レースを中止する場合は、N旗を音響信号3声と共に、レース・コミッティ・ボートに掲げる。この後の信号はスタートエリアにおいて次の信号1声と共に降下する。なお、H旗の上にN旗を音響信号3声と共にレース・コミッティ・ボートに掲げた場合は、レースは中止され、この後の指示は陸上で通告される。
- (2) 特定のクラスのみ適用される場合には、N旗の下に当該クラス旗を掲げる。

## 18. リタイア

- (1) レースに参加(出艇)しない艇は、速やかにレース委員会に“リタイア報告”をしなければならない。
- (2) レースをリタイアした艇は、すみやかにレース・コミッティ・ボートに、その旨報告しなければならない。
- (3) レース委員会は、危険な状態にあると判断した競技者または艇を救助する。救助された場合は、その艇はリタイアしなければならない。  
また、レース委員会はレース艇が危険な状態にあると判断した場合は、リタイアを命ずることができる。この場合、帆走中のレース艇を含むものとする。

## 19. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議書の要求は、その日の当該クラスの最終レース終了後60分以内に陸上本部に提出しなければならない。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- (2) 競技規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇の一覧は、公式掲示板に掲示する。
- (3) 指示の4(2)、10(2)、13(3)、20、23、24、25及び26の他、計測に関する違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は“DPI”である。
- (4) OP(A)クラスの艇が海上において抗議する場合には、赤色旗の掲揚を必要とし、レース中でなくなるまで目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。また、フィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に抗議の意思と被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。これは、競技規則61.1(a)を変更している。

## 20. 出艇・帰着申告 (Sign-on/Sign-off)

- (1) 各艇の代表者は、出艇前に出艇申告受付所にて出艇申告書 (Sign-on form) にサインしなければならない。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に申告しなければならない。
- (2) 各艇の代表者は、帰着後は速やかに(抗議締切時刻まで)帰着申告書 (Sign-off form) にサインしなければならない。

## 21. 得点方法

- (1) 各艇の得点は、レースが4レース以下しか成立しなかった場合は、全てのレースでの得点合計とする。
- (2) 出艇・帰着申告の手続きに誤りのあった艇は、レース委員会により“PTP”と記録され、確定順位の得点に3を加えた得点が審問なしにペナルティーとして課せられる。ただし、参加艇数+1の順位の得点より悪い得点が与えられることはない。この項は規則A5を変更している。
- (3) 出艇申告違反の場合は直後に行われたレース、帰着申告違反の場合は直前に行われたレース、出艇帰着ともに申告しなかった場合はその間に行われた全てのレースに対しペナルティーが与えられる。なおこの申告に関するペナルティーは、同一レースでの重複はしない。またレースが1度も行われず帰着した場合は、ペナルティーは課せられない。この項は規則64.1(d)を変更している。

## 22. 順位の決定方法

21の得点方法により、得点合計のより少ない艇を上位とする。

## 23. 安全規定

- (1) Y旗の掲揚は行わないが、乗員は離岸から着岸までの間、十分な浮力を持つライフ・ジャケットを着用しなければならない。ただし、衣服の着脱にたずさわる短時間の場合は、これを除く。
- (2) レース艇は、自らの安全のためにマスト・トップに浮力体をつけることができる。

## 24. 搭載物品

各艇は、パドル、曳航用ロープ等をクラスルールに従い搭載しなければならない。

## 25. 装備の交換とチェック

- (1) 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。
- (2) 装備の交換要請は、最初の妥当な機会にレース委員会申し出なければならない。
- (3) レース委員会は乗員、艇、艀装品に関し、検査を行なうことができる。検査の結果、違反していると認められた艇は、プロテスト委員会の裁定によるペナルティーが課せられることがある。

